

[令和5年5月24日改正、9月21日施行]

《125～126 頁》「規律委員会規則に関する細則」一部改正

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、規律委員会規則（以下「規則」という。）<u>第14条</u>の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。</p> <p>(書面等による委員会)</p> <p>第2条 委員長及び規則第7条に基づく指導等小委員会（以下「小委員会」という。）の委員長は、必要があると認めるときは、委員会（小委員会を含む。以下この項及び第3条において同じ。）の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより委員会の議事及び議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 規則第6条及び第9条の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>(書面等による委員会の議事録)</p> <p>第3条 規則第13条の規定は、前条による委員会に関する議事録について準用する。ただし、当該委員会の付議議案について書面をもって確認を得た場合には、当該書面をもってこれに代えることができる。</p> <p>(特別利害関係事案)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 規則第8条第1項に規定する特別な利害関係を有する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者、又は委員の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族若しくは同居の親族が、事案の当事者が所属する又は所属していた会員若しくは商品先物取引仲介業者の役員、代理人、顧問若しくは使用人であり、又はあったとき。</p> <p>(2) 委員又は委員の所属する法人と事案の当事者が所属する又は所属していた会員若しくは商品先物取引仲介業者の間に支配関係があると認められるとき。</p> <p>(3) 委員の所属する会員と事案の当事者が所属する又は所属していた商品先物取引仲介業者との間に、商品先物取引仲介業に関する業務委託契約を締結しているとき。</p> <p>(4) その他小委員会の委員長が特別な利害関係を有すると認めるとき。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、規律委員会規則（以下「規則」という。）<u>第10条</u>の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。</p> <p>(書面等による委員会)</p> <p>第2条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより委員会の議事及び議決に代えることができる。この場合において、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 規則第6条の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>(書面等による委員会の議事録)</p> <p>第3条 規則第9条の規定は、前条による委員会に関する議事録について準用する。ただし、当該委員会の付議議案について書面をもって確認を得た場合には、当該書面をもってこれに代えることができる。</p> <p>(特別利害関係事案)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p data-bbox="422 324 526 358" style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="188 409 710 443"><u>この改正は、令和5年9月21日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="826 324 893 358">(新設)</p>